平成２２年（フ）第５０２９号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番５―204号
債務者　松本　孝子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３２号
大阪府東大阪市吉田３丁目11番１号　クリスタル東花園104号
債務者　小枝　浩司
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３３号
大阪府枚方市牧野阪１丁目９番14―107号
債務者　森田　　靖
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３６号
大阪府箕面市箕面４丁目９番２―36号
債務者　北野奈央美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３８号
大阪府高槻市南松原町９番20号
債務者　久保　公正
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４８号
大阪府八尾市志紀町西３丁目８番地府営住宅４―302号
債務者　豊田　惠子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５１号
大阪市住吉区南住吉１丁目17番４号　カルチェラタン205号
債務者　井原　和嗣
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５５号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番18号エースハイツ歌島302号室
債務者　中西　団靖
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷469番地１　カノンモリ102号
債務者　渕　　良重
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
長崎県長崎市八景町４番11号、旧住所長崎県長崎市立岩町１番15号　林田ビル301号室
債務者　井手　安弘
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営アパートⅠ棟401
債務者　古場　　光
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
長崎県長崎市葉山１丁目40番３号　アヴニール葉山302号
債務者　山崎　良子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
長崎県長崎市風頭町17番18号　田中アパート２Ｆ
債務者　岩佐　壽廣
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地３　県営住宅深堀団地Ｂ１棟204号
債務者　佐田しのぶ（旧姓荻野）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2004番地３―101号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷21番地１―115号
債務者　中原　知枝（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５８号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目６番１―204号
債務者　熊谷　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０７号
札幌市東区北36条東29丁目13番18号　パナハイツ31
債務者　斉藤きよみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部